

安来市スポーツ少年団本部規約

(名 称)

第1条 本会は、安来市スポーツ少年団本部（以下「本部」という）と称する。

(目 的)

第2条 本部はスポーツを通して青少年の健全育成と市内の少年スポーツの普及・活動並びに育成を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 本部は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録
- (2) スポーツ事業の実施
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダー育成
- (4) スポーツ少年団の活動促進の援助
- (5) その他目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 本部の事務局は安来市スポーツ協会に置く

(組 織)

第5条 本部は、安来市内の少年スポーツ団体をもって組織する。

2 少年スポーツ団体とは、約10名程度の小学生以上の会員、1名以上の20歳以上の成人指導者を要するスポーツ団体であることとする。

(役員)

第6条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名 副本部長 若干名 委員 若干名 監事 2名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、総会において選出する。
- (2) 副本部長は、加盟少年スポーツ団体の代表者又は登録指導者及び行政代表者とする。
- (3) 委員は、各加盟少年スポーツ団体の代表者又は登録指導者をもって充てる。
- (4) 監事は、役員会において選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本部を代表し団を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったとき、又は本部長が欠けたときは本部長の仕事を代行する。
- (3) 委員は、本部業務の推進にあたる。
- (4) 監事は、本部の事業及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は2年とし、留任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その仕事は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は仕事が終わっても、後任者が就任するまでその仕事を行う。

(会 議)

第10条 本部の会議は、総会並びに役員会とし本部長が招集し議長となる。

2 総会

- (1) 毎年1回事業年度始めの時期に開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
- (2) 役員を選出、会則の改廃、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認その他必要な事項を審議決定する。

3 役員会

- (1) 本部長、副本部長、委員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- (2) 総会に提出する議案の審議、及び会の運営、その他必要な事項を審議する。

(会計)

第11条 本部の経費は、補助金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附 則

- 1 この規約に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める
- 2 この規約は、平成17年4月1日より施行する。
- 3 この規約は、平成19年5月2日より施行する。
- 4 この規約は、令和4年7月1日より施行する。
- 5 この規約は、令和5年4月1日より施行する。